申請先　大阪府環境農林水産部　水質汚濁防止法（又は瀬戸内海環境保全特別措置法）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（水質関係）所管課　あて

工場・事業場の所在地が、【摂津市・門真市・交野市・四條畷市・大東市・柏原市・藤井寺市・羽曳野市・高石市・島本町】のもの

ＦＡＸ：０６－６２１０－９５８４（ＴＥＬ：０６－６２１０－９５８５）
e-mail：jigyoshoshido-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

工場・事業場の所在地が、【泉南市・熊取町・田尻町・岬町】のもの

ＦＡＸ：０６－６２１０－９５８４（ＴＥＬ：０６－６２１０－９５７９）
e-mail：kankyokanri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

有害物質使用特定施設等の届出確認申請書

申　請　日	令和　　年　　月　　日
申請目的 （○で囲む）	１　不動産鑑定 ２　不動産売買等（法・条例に基づく調査の要否の確認） ３　その他（　　）
申請者	
氏名又は 法人名(担当者名)	
住所又は所在地	
連　絡　先	ＴＥＬ： ＦＡＸ：
問いあわせ事業所	
名　称 （旧名称あれば必ず記入）	ﾌﾘｶﾞﾅ
所　在　地 （住居表示で記入）	
施設の種類 （○で囲む）	１　水質汚濁防止法（又は瀬戸内海環境保全特別措置法）に基づく特定施設 ２　大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水質に係る届出施設

＜注意事項＞

- 本制度は有害物質使用特定施設等の設置の届出書が、問いあわせ事業所から提出されているか否かを確認するものですので、**事業所名の記入が無いもの、事業所ではないもの（事業者ではない個人、マンション等集合住宅）についてはお答えできません。個人事業所である場合も、個人名に事業所名称（屋号など）を併記いただきますようお願いします。**
- 本制度による回答は、個々の事業所についての調査結果であり、いかなる場合も**所在地に示された土地そのものに対して有害物質使用の履歴の有無を回答するものではありません。なお、事業所名称が変更されている場合は、本申請に記載された名称以外の事業所名称により届出された施設については回答できない場合があります。**
- 過去の施設の有無、及び施設有の場合に使用等していた物質については、調査に１ヶ月程度必要となる場合がありますのでご了承願います。
- 下水道法の特定施設については、市町村で管理していますので、別途各市の下水道担当部局へお問合せください。